

1. 改正の概要

- 適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)の導入(平成33年4月1日～)
 - ① 複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式が導入されます。
 - ② 免税事業者は適格請求書等を発行することができず、免税事業者からの課税仕入れについては、仕入税額控除の適用を受けられないこととなります(取引先対象から免税事業者が除外される恐れがあるため、平成33年4月1日から平成39年3月31日までは、一定の計算により仕入税額控除の適用を認める経過措置あり)。
- 適格請求書等保存方式が導入されるまでの経過措置(平成29年4月1日～平成33年3月31日)
 - ① 当面の執行可能性に配慮し、適格請求書等保存方式の導入までは、「区分記載請求書等保存方式」により運用されます。
 - ② 複数税率に対応した区分経理が困難な中小事業者や、システム整備が間に合わない事業者等がいることも想定し、税額計算の特例措置が設けられます。

2. 実務上の留意点

- ・事業者は複数税率に対応した商品管理や請求書の発行、区分経理が必要となる。
- ・経過措置(平成29年4月1日～平成33年3月31日まで)で認められる税額計算の特例の内容確認及び適用検討。

3. 今後の注目点

- ・税制改正大綱に記載のある「平成28年度税制改正法案で規定される法制上の措置その他必要な措置」(大綱P13)の内容

【 適格請求書等保存方式の概要(平成33年4月1日～) 】

仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「適格請求書発行事業者(仮称)」から交付を受けた「適格請求書(仮称)」の保存が必要となります。

(1) 適格請求書発行事業者登録制度

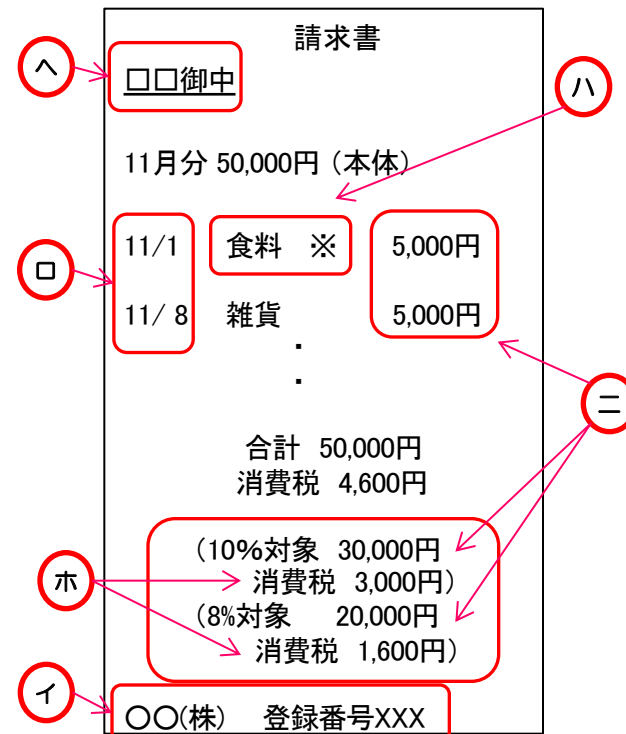
免税事業者以外の事業者は、税務署長に申請書を提出し(申請受付は平成31年4月1日から開始)、適格請求書の交付ができる「適格請求書発行事業者」として登録しなければなりません。適格請求書発行事業者は、インターネットを通じて氏名又は名称及び登録番号等が公表されます。

(2) 「適格請求書」の記載事項

請求書や納品書等に次の事項を記載しなければなりません。

- イ 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ロ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、その旨)
- ニ 課税資産の譲渡等に係る税抜価額
又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ホ 消費税額等
- ヘ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※小売業、飲食業、タクシー業などの不特定かつ多数の者と取引を行う場合には、「適格簡易請求書」の交付も認められます。



【 適格請求書等保存方式導入後の税額の計算方法(イメージ) 】

【 仕入に係る税額の計算 】

① 適格請求書の税額の「積上げ計算」(原則)

$$3,000円 + 1,600円 = 4,600円$$

② 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」

(売上を「積上げ計算」の方法により計算していない場合にのみ適用できる)

$$33,000円 \times 10/110 + 21,600円 \times 8/108 = 4,600円$$

【 売上に係る税額の計算 】 ①と②の選択

① 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」(原則)

$$33,000円 \times 10/110 + 21,600円 \times 8/108 = 4,600円$$

② 適格請求書の税額の「積上げ計算」

(適格請求書等の保存が要件)

$$3,000円 + 1,600円 = 4,600円$$

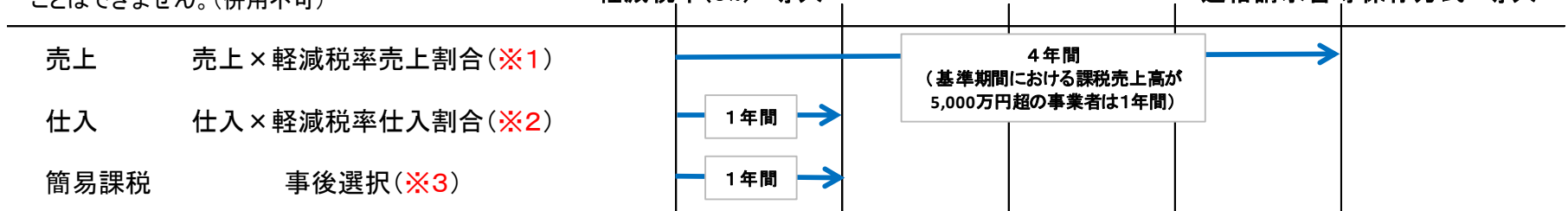
【 適格請求書等保存方式導入までの間の税額計算の特例(経過措置) (平成29年4月1日～平成33年3月31日)】

複数税率(10%と8%)に対応した区分経理が困難な事業者等に対し、みなし割合を用いた簡便な税額計算方法が認められます。

(注)売上と仕入ともにみなし計算をすることはできません。(併用不可)

平成29年4月1日
軽減税率(8%) 導入

平成33年4月1日
適格請求書等保存方式 導入



※1 軽減税率売上割合の計算方法

区分	①	②	③
対象事業者	仕入れを管理できる 卸売事業者及び小売事業者 (簡易課税制度の適用を受ける課税期間は適用不可)	①以外の事業者	①又は②の計算が いずれも困難な事業者
軽減税率売上割合の 計算方法	$\frac{\text{軽減税率対象品目の仕入額}}{\text{仕入総額}}$	通常の連続する10営業日の 軽減税率対象品目の売上額 通常の連続する10営業日の 売上総額	$\frac{50}{100}$
(計算方法の考え方)	(仕入れの管理ができれば売上税額の計算が可能)	(通常の連続した10日間の売上げの管理が できれば売上税額の計算が可能)	(売上・仕入管理ができない場合の税額計算)

※2 軽減税率仕入割合の計算方法

区分	①	②
対象事業者	売上げを管理できる 卸売事業者及び小売事業者	①の計算が困難な事業者
軽減税率仕入割合の 計算方法	$\frac{\text{軽減税率対象項目の売上額}}{\text{売上総額}}$	簡易課税制度による計算 ・事後選択も可能 ・中小事業者(※4)以外も簡易課 税制度の準用可能 (売上・仕入管理ができない場合には 簡易課税制度により計算が可能)
(計算方法の考え方)	(売上げの管理ができれば仕入税額の計算が可能)	

※3 簡易課税制度の事後選択

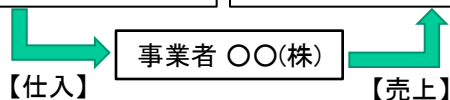
	原則(現行制度)	経過措置
届出期限	適用を受けよう とする課税期間 の <u>前課税期間</u> の <u>末日</u>	適用を受けよう とする課税期間 の <u>末日</u> (事後選択)

※4 中小事業者とは基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

(参考:請求書等のイメージ)

【 改正前 】

請求書	請求書(控)
〇〇御中	□□御中
11月分 43,200円(税込)	11月分 54,000円(税込)
11/1~30食料品等 2,700円	11/1~30食料品等 5,400円
⋮	⋮
⋮	⋮
合計 43,200円	合計 54,000円
(株)△△	〇〇(株)


【請求書の記載事項】

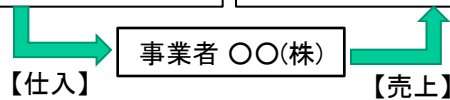
- ・請求書発行者の氏名又は名称
- ・取引年月日
- ・取引の内容
- ・対価の額
- ・請求書受領者の氏名又は名称

【請求書の交付】

- ・交付義務なし
- ・免税事業者も交付可
(免税業者からの仕入税額控除可)

**【平成29年4月1日～平成33年3月31日】
区分記載請求書等保存方式(経過措置)**

請求書	請求書(控)
〇〇御中	□□御中
11月分 43,700円(税込)	11月分 54,600円(税込)
11/1 食料品※ 2,700円	11/1 食料品※ 5,400円
11/8 雑貨 2,750円	11/8 雑貨 5,500円
⋮	⋮
⋮	⋮
合計 43,700円 (10%対象 27,500円) (8%対象 16,200円)	合計 54,600円 (10%対象 33,000円) (8%対象 21,600円)
注)※印は軽減税率(8%)適用商品 →記載が必要	注)※印は軽減税率(8%)適用商品 →記載が必要
(株)△△	〇〇(株)


【請求書の記載事項】

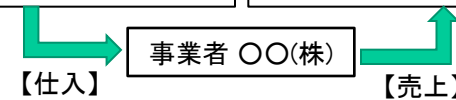
- 改正前の記載事項に加えて
- ・「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」※
 - ・「税率の異なるごとに合計した対価の額」※
- ※請求書等の交付を受けた事業者が
事実に基づき追記することが認められる。

【請求書の交付(改正前と同じ)】

- ・交付義務なし
- ・免税事業者も交付可
(免税業者からの仕入税額控除可)

**【平成33年4月1日以後】
適格請求書等保存方式**

請求書	請求書(控)
〇〇御中	□□御中
11月分 40,000円(本体)	11月分 50,000円(本体)
11/1 食料品※ 2,500円	11/1 食料品※ 5,000円
11/8 雑貨 2,500円	11/ 8雑貨 5,000円
⋮	⋮
⋮	⋮
合計 40,000円 消費税 3,700円 (10%対象 25,000円 消費税 2,500円) (8%対象 15,000円 消費税 1,200円)	合計 50,000円 消費税 4,600円 (10%対象 30,000円 消費税 3,000円) (8%対象 20,000円 消費税 1,600円)
(株)△△ 登録番号XXX	〇〇(株) 登録番号XXX


【請求書(控)の記載事項】

- 改正前及び左記の記載事項に加えて
- ・適格請求書発行事業者※の登録番号
 - ・税抜価額又は税率毎の税込価額の合計額及び適用税率等
 - ・消費税額等

【請求書の交付】

- ・交付義務あり・不正交付の罰則あり
- ・免税事業者の交付不可
(免税業者からの仕入税額控除不可※)

※ただし、一定期間、免税事業者からの仕入税額控除可とする経過措置あり